

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

香川県公安委員会委員長 上枝康

香川県公安委員会規則第1号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長		
1～62 略					1～62 略						
63 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	略				63 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	略					
	第5条 第6項	禁止命令等をしたときの当該禁止命令等に係る第3条の規定に違反する行為の相手方に対する通知	略			第5条 第6項	禁止命令等をしたときの当該禁止命令等の申出をした者に対する通知	略			
略					略						
第5条 第10項					第5条 第10項						
禁止命令等の有効期間の延長の処分をしたときの当該禁止命令等に係る第3条の規定に違反する行為の相手方に対する通知（第5条第6項の準用）					禁止命令等の有効期間の延長の処分をしたときの当該禁止命令等の申出をした者に対する通知（第5条第6項の準用）						
略					略						
(1) 略					(1) 略						
64～102 略					64～102 略						
備考					備考						
略					略						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。